

新型コロナウイルス感染症への東久留米市での対策のまとめ（令和2年1月～5月）【5月28日現在】

I 情報提供・共有

○ホームページからの発信

・「新型コロナウイルス感染症について」を掲載 1月28日より

・その後に、重要なお知らせとして「新型コロナウイルス感染症に関連する情報」欄を設け、各種の相談先や行政サービスの提供体制の変更のお知らせ、東久留米市新型コロナウイルス感染症対策本部での議題、感染予防のための情報等について、同対策本部の決定方針に基づいた情報を掲載

・市内における新型コロナウイルス感染症患者の発生状況について

・特別定額給付金の周知

① オンライン申請が5月9日より始まる

② 申請書の郵送は5月末を目処に進めている旨のお知らせをした

③ 5月15日号にて、申請書の郵送は5月末を目処に進めている旨のお知らせをした

○ツイッター、フェイスブックからの配信

○安心くるメールからの配信

○広報ひがしくるめに特集記事を掲載 令和2年2月15日号から

・3月15日号～5月15日号まで1面等に特集記事を掲載

「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けての市長メッセージ」「集団感染を防ぐために」「自分のため大切な人のための行動を」「新型コロナウイルス感染症に関連するお問い合わせについて」「生活を支援する給付制度などをお知らせします」

○防災行政無線の活用

・緊急事態宣言前後に外出自粛を要請する内容を放送（3月28.29日、4月3-5日、10日から毎日）

○東久留米市コロナ対策コールセンターの設置（4月13日より）

・東京都の緊急事態措置や、個人及び事業者への給付金などについての市民からの問い合わせに対応するため、総務部においてコールセンターを設けた

○不特定多数の方が利用し、密集・密接となるリスクの高い、複合遊具が設置されている公園やボール利用が可能な公園等に、注意喚起の案内板を設置

II まん延防止

○市主催イベントの取扱いについての方針を決定（2月26日～5月28日）

・屋内のイベントについては不特定多数の人が集まるもの、食事を提供するもの、屋外のイベントで食事を提供するものは、原則として延期又は中止とする

○花見期間中における市所管の公園・河川敷等で、飲食を伴う宴会等を控えるようHPや案内板での周知を実施

○公園等の複合遊具・ボール遊びのできる場所の使用中止（4月27日より順次）

○全ての「公園の占用許可」と「子供の広場の一時使用承認」を中止（～5月25日）

○黒目川・落合川の遊歩道沿いに「緊急事態措置実施中」、「散歩、ジョギングをしている方へ（マスク着用等の呼びかけ）」等のポスターを掲示

○小中学校の臨時休業を教育委員会で決定（3月2日～5月31日）

・保育園は通常の運営、学童保育所は長期休業期間中の受け容れ体制を整える

○公共施設の利用休止（3月2日～）※6月1日から順次再開

・施設使用料については全額返還の扱いとする（2月26日以降の申し出について、各施設の再開日前まで）

○備蓄マスク等を医療機関、介護・障害・保育施設等に配布（3月4日～）

・サージカルマスクを77,300枚、スタッフ用として配布

・消毒液を保育施設、学童保育所、消防団詰所、計58か所に配布

○本庁舎1階2階などの窓口所管課に飛沫感染対策でアクリルパーテーションを設置。その他の窓口にも飛沫感染対策としてビニールシートを設置。

○保育所、学童保育所利用者の保護者宛に保育等の提供の縮小について通知（緊急事態措置に基づき 4月10日～5月31日）、わかかさ学園保護者向けにも同様の通知

○職員に事故欠勤の援用を認め、時差勤務及び在宅勤務を導入

・発熱等の症状があり罹患の疑いがある場合等で、事故欠勤の扱いとする（3月5日～）

・勤務時間を前後1時間ずらすことにより、公共交通機関にて通勤する際の罹患リスクを下げる（4月14日～）

・職員の在宅勤務を実施し接触機会の削減を図る（4月20日～）

○消毒薬を防災防犯課にて、各課の注文に基づいて一括で納品・配布

○GW期間中における外出自粛の啓発ポスター製作・掲示

・#STAYHOMEポスター（10枚）とチラシ（200枚）を製作し、市内公共施設や店舗に掲出（～5月6日）

III 医療等

○東久留米医師会が運営する「PCR検査センター・イン・東久留米」の開設

・国のPCR検査の拡大方針に沿って、東久留米医師会が運営する地域外来・検査センターの開設に協力し、東久留米市民がドライブスルー方式でPCR検査を受けられる場所を設ける（5月18日～6月29日）

IV 経済・雇用対策

○緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付の実施

・社会福祉協議会の窓口にて3月25日より受付開始

① 生活福祉資金貸付制度の対象を広げ、貸付額も20万円までに倍増し、無利子貸付とする。

② 生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行う

二人以上世帯に20万円まで、償還期限10年以内

○中小企業信用保険法に基づく、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の認定書の発行

○下水道料金の支払い猶予措置

・国の「生活不安に対応するための緊急措置」に対応し、感染症の影響を受けて支払いが困難な方からの申し出に基づき、最大で4カ月間支払いを猶予する

○国民年金保険料の減免の受付を開始（5月1日～）

○国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料及び介護保険料の減免の受付（準備中）

○国民健康保険及び後期高齢者医療制度に傷病手当金の制度を創設するため条例を改正

○特別定額給付金事業の実施

○生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の支給対象者の範囲を拡大

○市税の徴収猶予の特例制度の新設（固定資産税・都市計画税、市民税・都民税、国民健康保険税、軽自動車税、法人

市民税)

V 関連する予算措置

○令和元年度一般会計補正予算の成立（令和2年第1回定例会 3月26日可決）

《 規模 16,046千円、市（一般財源）負担 3,710千円 》

- ・国の緊急対応策（第二弾）に対応して必要となる予算を確保した
- ・保育所等における感染拡大防止のための消耗品や備品の購入費、学校の臨時休業に伴うファミリーサポートセンター利用料の減免、学校の臨時休業に伴う学校給食食材納入業者への補償金、生涯学習施設の利用休止に伴う指定管理者への休業補償の実施など

○令和2年度一般会計補正予算（第1号）の専決処分 《 規模 21,375千円 》

- ・学校の臨時休業への対応で、ICTを活用した家庭学習の環境整備のための費用を確保した

○令和2年度一般会計補正予算（第2号）の専決処分

《 規模 120億4,232万6千円 市（一般財源）負担 7,688千円 》

- ・国の補正予算に基づき特別定額給付金事業、子育て世帯臨時特別給付金事業、住居確保給付金の拡大 などの予算を確保した

○令和2年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の専決処分 《 規模 25,697千円 》

- ・国の緊急対応策（第二弾）に対応して必要となる予算を専決処分で確保した
- ・国民健康保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症に罹患して休業した場合等の傷病手当金の制度を創設するための条例改正を行い、必要額を見込んで予算化した

VI その他

○令和2年第1回定例会の会期内の日程の変更を議会運営委員会で決定（3月6日）

- ・一般質問を2日間、常任委員会を1日、予算特別委員会を4日間に短縮して開催した。

○令和2年第1回定例会の本会議、委員会の傍聴の自粛を求めた。